



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS

きりん通信 No.27

〒333-0831 埼玉県川口市石神 239-30
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509
e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp
URL <http://www.sr-kirin.jp/>

11
2017

きりん 人事労務
管理事務所

年末調整に向けて “マイナンバー対策のおさらい”

今年も残り2ヶ月を切りました。年末になると、毎年1年の短さをヒシヒシと感じるのは私だけでしょうか。

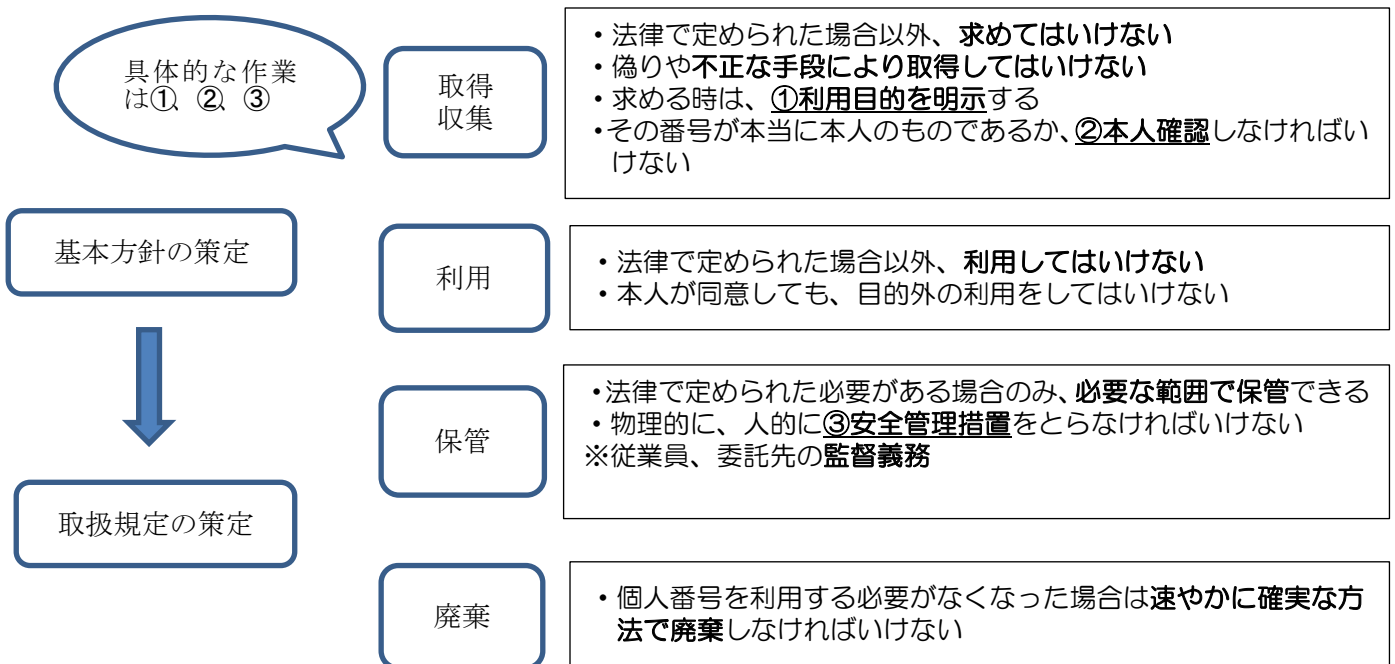
年末調整は、給与所得者の所得税を計算し直して、最終的な所得税額を決定する作業です。毎月給与から控除していた源泉所得税の総額と1年間の給与所得から算出した所得税額を計算し、過払い、不足を精算します。



年末調整の具体的な作業はさておき、皆さん、マイナンバーの管理はいかがですか？

扶養控除申告書にはマイナンバーの記載欄がありますが、ここにマイナンバーを記載して保管するのは少し危険です。マイナンバーの記載された書類は「特定個人情報」とされ、特別な管理が必要となり、これを定めた法律は、努力義務ではなく、4年以下の懲役・200万円以下の罰金刑という重い刑罰までを課した法律となっています。

マイナンバー取扱のガイドライン概要をおさらいしておきましょう！



きりん人事労務管理事務所では、ガイドラインに規定された一連の流れに沿ってマイナンバー事務が処理できるよう、お手伝いをしています。「知らなかった」では済まない情報管理。「悪意」がなければ刑罰の対象にはなりません、「知らなかったから」といって、ガイドラインを無視した取扱をしていけば、「悪意」と同視されてしまいます。事故は起きるものですが、最低限の「措置」を施していたかどうか重要です。

今年の年末調整(平成29年分の給与等に関する年末調整)においては、改正前の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」を使いますのでご注意ください。

改正後の書類の中で、企業において最初に使うことになるのは、一般的には「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」ということになります。

「きりん人事労務管理事務所 トピックス」で検索

きりん人事労務管理事務所HPでは、皆さんのお耳に入れておきたいお話を、トピックスにまとめています。更新は不定期ですが、ご活用頂ければ幸いです。

◆失効年休積立制度 正社員に制度がある民間企業は3割弱

年次有給休暇の時効は2年です。2年で使い切られない年休を別に管理し、限定的な理由で使える仕組みです。(入院など)



◆テレワーク、副業・兼業の推進に向けたガイドラインの策定等に向けた検討を開始(厚労省)

残業に厳しい制約を設ける一方で、副業兼業を推進する行政の真意は？

◆過労死認定基準とは 労災認定から3年、記者の過労死を公表

45時間 → 80時間 → 100時間 → 160時間 残業時間によって過労死が認定される基準の区切りです。最後の160時間は、有無を言わず過労死認定される時間数となっています。

個人的な考えですが、長時間労働は「蛙の釜茹で」のような一面があります。本人も気付かないうちに精神や肉体が蝕むこともあります。過度の残業には注意が必要です。事業主の皆様も気を付けて頂きたいと思います。

◆名ばかり管理職(労基法41条) 地裁が未払い残業際の支払いを命令

「管理職だから残業代は不要」というフレーズだけを鵜呑みにするのは危険です。制度は本質を理解することが大切です。労基法41条は今も有効です。正しい解釈が必要だということですね。

◆天引きには労使協定! 未払い残業代などの支払を求め提訴

給与から法定控除以外の控除をする場合には、労使協定を締結する必要があります。逆に労使協定がなければ、給与から天引きしてはいけないルールです。天引きのある場合は、ご相談下さい。

◆固定残業代認めず、未払い残業代の支払を命令(地方裁判所)

個人的な話ですが、10月は弁護士による固定残業と解雇のセミナーに参加しました。判例は時代と共に変わります。常に「今は？」を確認し、顧問企業様の安全な労務管理を守って参りたいと思います。

◆厚労省ブラック企業リスト更新 公表企業470社超え 無免許フォークリフト運転など

今年の5月から公表が始まりました。原則的に毎月更新されています。無資格のフォークリフトの運転や、36協定締結なしでの時間外労働、36協定超えの時間外労働などが上げられています。個人的には「この程度のことでブラックリストに載ってしまうのか」と感じます。来月からもう少し「うるさいこと」お伝えして参ろうと思います。

◆再就職支援に関する助成金について改善処置を要求(会計検査院)

助成金の活用も多くお勧めしています。趣旨を理解して支給要件を徹底して申請しましょう。宮澤は、検査院の監査は2回体験したことがあります。怖いものではありませんが、支給対象となった労務管理に関しては、しっかりと整備して参りましょう。

お仕事
カレンダー
11月



11/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
11/15	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税予定納税額の減税申請
11/30	<ul style="list-style-type: none"> ●10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●所得税の予定納税額の支払 ●個人事業税の納付(納付対象:第2期分) ●9月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告 ●12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告

◆偉人の名言◆◆◆◆ 意志のあるところに道は開ける ◆◆◆◆
◆静かで節度のある生活は、成功を追及し常に焦り続けているよりも、より多くの幸福をもたらしてくれる◆

今、長時間労働が悪とされ、ワークライフバランスを大切にしようという風が吹き荒れているように思います。95年前にアインシュタインが書いた「幸福な生活について考えたメモ」は、「幸せに向かった働き方をしよう」という言葉にも聞こえます。この二つの言葉には繋がりがあるのでしょうか?理想どおりにいなくても、思いは大切です。

★1922年、帝国ホテルでアインシュタインがボーイに渡したドイツ語のメモ。95年のときを経て2億500万円が取引されたそうです。 今月の偉人の名言は、ドイツ理論物理学者 アルベルト・アインシュタインでした。